# 両立支援行動計画 【第3期】

弁護士法人古家野法律事務所

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、それぞれの能力や持ち味を発揮して、効率よく、協働して仕事に取り組むことのできる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年3月16日~平成31年3月15日までの 2年間

## 2. 内容

目標1:所定外労働を削減し、メリハリのある働き方を推進するために、業務効率の向上 またはワークライフバランスの推進に資する勉強会または座談会を企画・実施する

### <対策>

- ●平成29年 3月~ 現状とニーズの把握
- ●平成29年 6月~ 勉強会または座談会の企画・実施(4回以上)

目標2:計画期間内の事務職員の年次有給休暇の取得率(取得日/年間付与日数)を一人 当たり50%以上とする

#### <対策>

●平成29年 3月~ 年次有給休暇の取得推奨日を設定する

目標3:リフレッシュ休暇制度(有給)を導入する

#### <対策>

- ●平成29年 3月~ ニーズの把握
- ●平成29年 7月~ リフレッシュ休暇制度(有給)を導入する

目標4:子の看護休暇、介護休暇を有給化し、子の看護休暇の看護対象を拡大する

## <対策>

- ●平成29年 7月~ 現在の子の看護休暇、介護休暇を有給化する
- ●平成29年 9月~ ニーズを把握したうえで、子の看護休暇の看護対象を拡大する

目標5:計画期間内に、一定要件下で、短時間勤務制度を就学前の子を養育する職員に、時差出勤制度を小学校6年生までの子を持つ職員に、所定外労働を制限する制度を中学3年生までの子を持つ職員に拡大する

#### <鎌饺>

- ●平成29年 9月~ 短時間勤務制度を3歳以上就学前の子を養育する職員に、所定 外労働を制限する制度を中学3年生までの子を持つ職員に拡大
- ●平成30年 9月~ 時差出勤制度を小学校6年生までの子を持つ職員に拡大